

事業者の皆さんへ

事業系ごみの 分け方・出し方



廃棄物の適正処理と減量・リサイクルの手引き



はじめに	1	事業系一般廃棄物の処理の流れ	6
事業系ごみについて	2	事業者における適正処理、ごみの削減	7
産業廃棄物について	3	よくいただくお問い合わせ／	
事業系一般廃棄物について	4	ごみ関連施設のご案内	11
産業廃棄物の処理の流れ	5		

はじめに

本手引書は、事業者の皆様向けに、事業系ごみの分け方や出し方の方法などの要点をわかりやすくまとめたものです。

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却するため、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、廃棄物の発生・排出抑制・再資源化等により、環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成が推進されています。

本市においても、2020年12月に松本市気候非常事態宣言を行い、再生可能エネルギーの活用をはじめとする2050年ゼロカーボンシティを目指した取組みを表明しました。この宣言のもと、市民・事業者・行政が危機意識を共有し、連携して取組みを進め、豊かな自然環境に磨きをかけて、次の世代へ引き継ぐことを目指しています。

その中で本市の一般廃棄物処理計画には、ごみの目標排出量等を掲げており、事業系ごみは、令和9年度までに、平成24年度比で1人1日当たり30パーセントの削減としています。この目標達成に向け、またその後も循環型社会の形成を推進するため、今後更なるごみの減量化、再資源化及び適正処理を進めていく必要があります。

事業者の皆様におかれましては、本手引書をご活用いただき、更なるごみの減量化、再資源化及び適正処理にご協力をいただきますようお願いいたします。

事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)では、事業者が、その事業活動に伴って生じた廃棄物の処理についての責務を定めています。

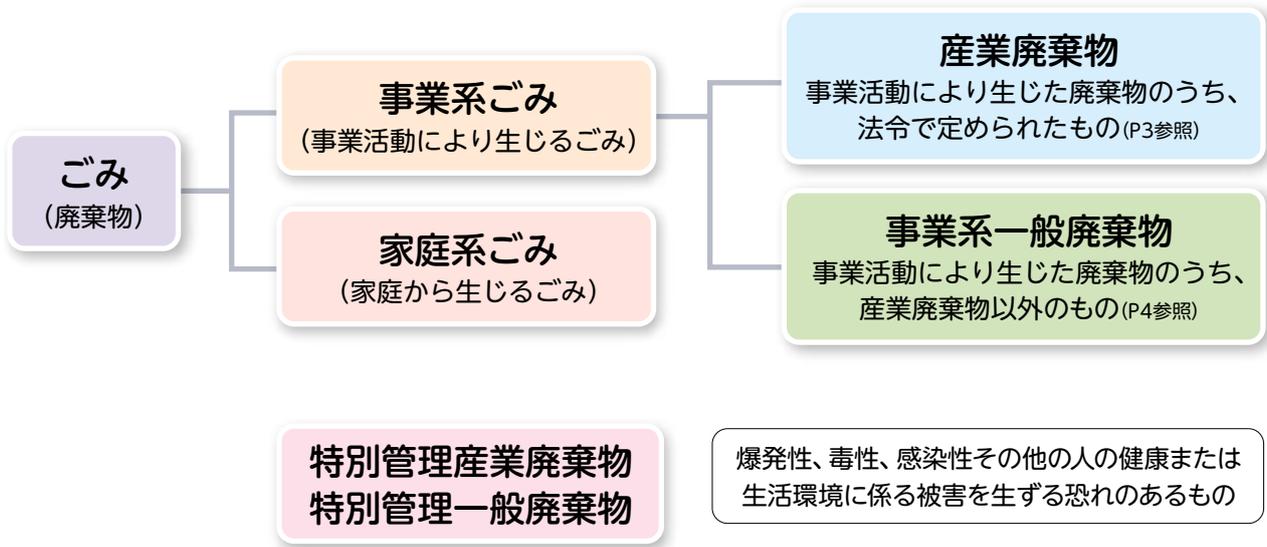
- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。(法第3条第1項)
- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。(法第3条第2項)
- 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。(法第3条第3項)

※「事業者」には、個人、法人に関わらず、事務所・商店・飲食店・工場・ホテル・スーパー・農業・畜産業など営利を目的としたものだけでなく、病院・社会福祉施設・官公庁・学校・保育所などの公共サービスを営む者も含まれます。また、排出量の多少も関係ありません。

※廃棄物処理を業者に委託した場合でも、事業者が処理責任を負います。

事業系ごみについて

ごみ(廃棄物)には、家庭から生じるごみ(家庭系ごみ)と事業活動により生じるごみ(事業系ごみ)があり、事業系ごみには、産業廃棄物と事業系一般廃棄物があります。



爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れのあるもの

PCB廃棄物については
松本市ホームページをご確認ください。

松本市 PCB 検索



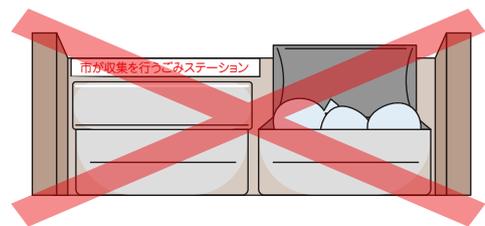
ごみの不法投棄・不法焼却(野焼き)は犯罪です!!

ごみをみだりに投棄したり焼却する行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。これに違反した場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、または併科に処せられます。



事業系ごみは、市が収集を行うごみステーションには出せません!

市が収集を行うごみステーションは家庭系ごみ専用ですので、事業系ごみを出すことはできません。



産業廃棄物について

産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた次の20種類をいいます。

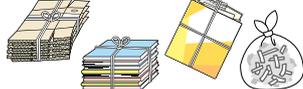
分類	種類	内容
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	② 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	④ 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	⑨ ガラスくず、陶磁器くずおよびコンクリートくず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	⑩ 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	⑭ 木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	⑮ 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯ 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	⑳	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固型化物)

よくある産業廃棄物

種類	例	
廃プラスチック類	包装用ラップ類、ビニール袋、食品トレイ、発泡スチロール、ペットボトル、タイヤ、ストレッチフィルム、PPバンド など ※汚れの度合いにかかわらず材質によって分別してください。	
金属くず	缶、スプレー缶、一斗缶、ホッチキス針、クリップ、事務机、スチールロッカー など	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	びん、ガラス製食器、陶磁器製食器、鏡、コンクリートブロック など	
廃油	食用油、エンジンオイル など	
その他	オフィス什器、OA機器(廃プラ、金属くず、ガラスくずの混合物)、蛍光管、電球(廃プラ、ガラスくず、金属くずの混合物)、乾電池、充電電池(金属くず、汚泥の混合物)	

事業系一般廃棄物について

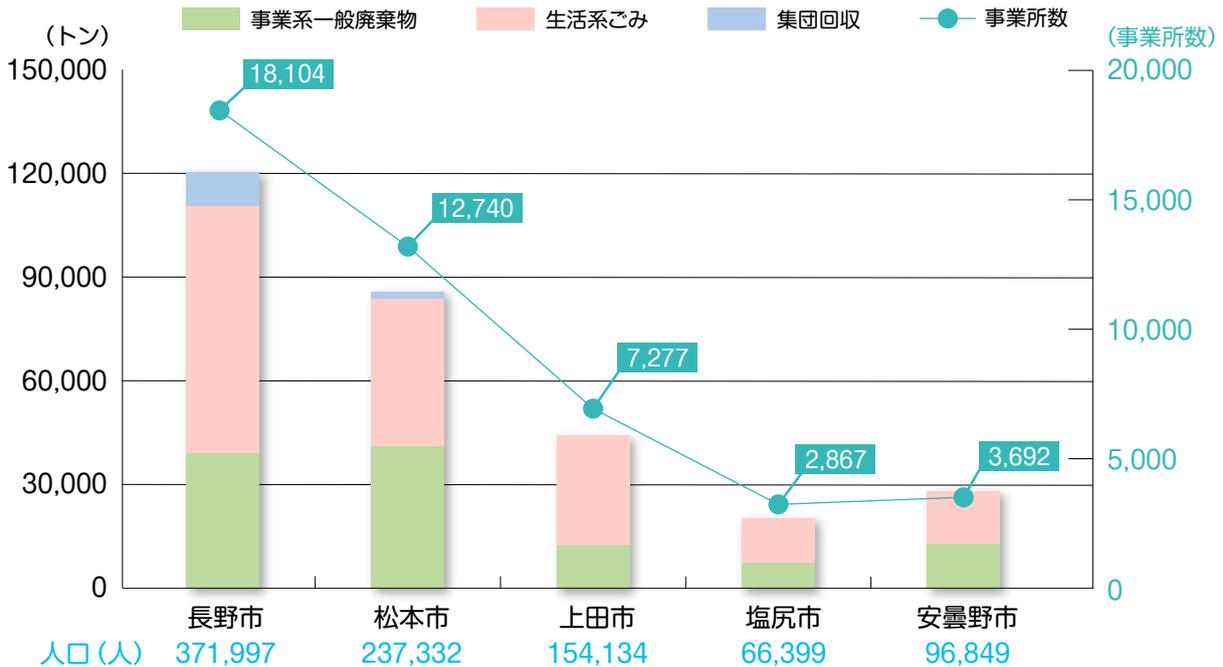
よくある事業系一般廃棄物

品目	ごみの種類等
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ(残飯、調理残さなど) ・ティッシュくず ・再資源化できない紙類等(汚れや臭いのついた紙、写真など) 
古紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞紙 ・段ボール ・雑誌、チラシ ・オフィス用紙(機密書類含む) ・シュレッダー紙など ※リサイクルにご協力をお願いします(P8参照) 
木くず	<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝葉、伐採木 ・木製品(机、いすなど) <p>再資源化可能な一般廃棄物処理業者に依頼いただき、焼却ごみの削減再資源化にご協力をお願いします。</p> 
缶類 (個人消費によるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・缶詰 ・ジュース缶 ・お菓子の缶など 
ペットボトル (個人消費によるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ※キャップとラベルをはずす ※きれいにすすぐ 
びん類 (個人消費によるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ※キャップをはずす ※白・透明、茶色、その他の色の3種類に分ける 

※事業系一般廃棄物と同一の種類であっても、建設業や製造業、流通業から排出されるものは産業廃棄物に分類される場合がありますのでご注意ください。

松本市と他市における事業系一般廃棄物の状況

松本市では、近年ごみ総排出量は減少傾向にあります。ごみ総排出量に占める事業系一般廃棄物の割合が約47%と、全国及び長野県19市平均の約29%を大きく上回っていることから、事業系一般廃棄物の減量再資源化が大変重要な問題となっています。



令和3年度一般廃棄物処理実態調査(環境省) 令和3年度経済センサス(総務省)

産業廃棄物の処理の流れ

分別・保管

産業廃棄物は以下の保管基準に従い、周辺地域の生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。(法第12条第2項)

- ・保管場所の周囲に囲いが設けられていること
- ・見やすい箇所に所定の掲示板が設けられていること
- ・産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散を防止すること など



委託による収集運搬

松本市産業廃棄物
処理業許可業者



産業廃棄物収集運搬業の許可を有する業者に委託しなければなりません。(法第12条第5項)

委託契約は書面で行う必要があります。

契約した業者に産業廃棄物を引き渡す際には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。(法第12条の3第1項)



収集車両には「産業廃棄物収集運搬車」と表示されています。

または

自己搬入

産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車の両側面に、以下の項目を表示しなければなりません。(法施行令第6条)

- ・産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ・排出事業者名

【注意点】

- ・見やすいこと
- ・鮮明であること
- ・両側面に表示すること
- ・識別しやすい色の文字であること



産業廃棄物の運搬車は、以下の事項を記載した書類を常時携帯しなければなりません。(法施行令第6条)

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

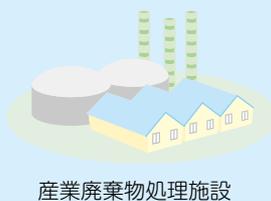


中間処理



産業廃棄物処分業の許可を有する業者に委託しなければなりません。(法第12条第5項)

委託契約は書面で行う必要があります。



産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処分業の許可を有する業者の施設に搬入され、破碎、切断、選別、焼却等のさまざまな方法で中間処理されます。

リサイクルの場合



リサイクル施設に搬入されリサイクルされます。

リサイクル品

最終処分

中間処理後は、最終処分場で埋立処理又は、リサイクル施設でリサイクル処理されます。

※松本市ホームページ「廃棄物を排出する事業者の皆さまへ」もご覧ください →

松本市 排出事業者 検索



マニフェスト報告について



松本市ホームページ

松本市内の事業場で、紙の産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付を行った事業者は、その交付等の状況を報告することが義務付けられています。毎年6月30日までにホームページから電子データでご提出ください。

※電子マニフェストを使用した分については報告不要です。他にも多くのメリットがありますので、ぜひご利用ください。

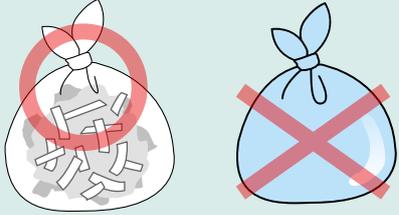
松本市 マニフェスト報告 検索



事業系一般廃棄物の処理の流れ

分別・保管

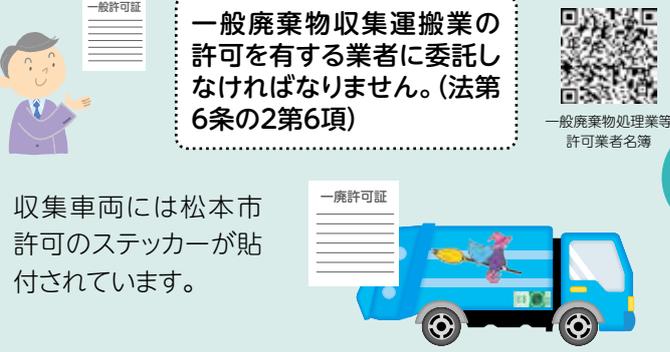
事業系一般廃棄物を袋で排出される際には、「中身の見えるごみ袋」を使用してください。



委託による収集運搬

一般許可証

一般廃棄物収集運搬業の許可を有する業者に委託しなければなりません。(法第6条の2第6項)



収集車両には松本市許可のステッカーが貼付されています。

一般廃棄物処理業等許可業者名簿

自己搬入

車両への表示及び書類の携帯等は不要です。



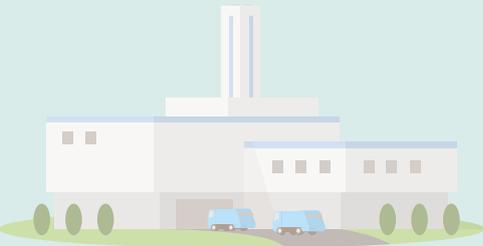
※松本クリーンセンターに搬入する際は、身分証の提示が必要です。

または

中間処理



一般廃棄物処理施設



松本クリーンセンター、松本リサイクルプラザ
松本市リサイクルセンター

リサイクルの場合



リサイクル施設に搬入されリサイクルされます。

↓
リサイクル品

最終処分

中間処理後は、最終処分場で埋立処理又は、リサイクル施設でリサイクル処理されます。

事業系一般廃棄物のごみ処理手数料について

事業者の皆様がお支払いしている「ごみ処理料金」には、一般廃棄物収集運搬業許可業者がゴミを運ぶための料金(収集運搬料金)と、市がゴミを処理するための料金(ごみ処理手数料)が含まれています。

現在契約されている一般廃棄物収集運搬業許可業者にご確認のうえ、適正な料金の負担についてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

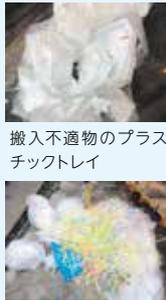
事業者における適正処理、ごみの削減

事業から発生するごみの中には、適正処理されていないもの及びまだ3R（リデュース：減らす、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）できるものが含まれています。

ごみの適正処理 出しまったごみを適正処理することは、事業者の責務です。適正な方法でごみを排出しないと、法律違反になるのはもちろん、廃棄物処理施設の設備の故障などにつながります。

松本クリーンセンターでの展開検査結果

松本クリーンセンターにパッカー車で搬入されている事業系ごみの中には、搬入不適物の混入が見受けられるため、塩尻市、山形村、朝日村及び松塩地区広域施設組合と協力して、展開検査を行っています。



搬入不適物のプラスチックトレイ

搬入不適物のPPバンドとビニール類

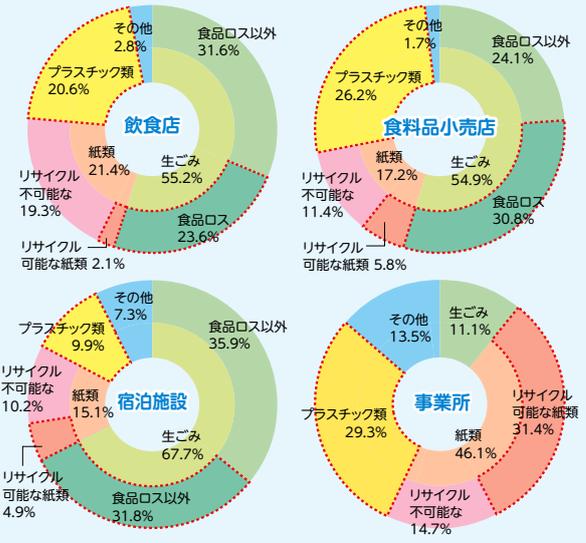
松本クリーンセンターに搬入する収集運搬業者に対して、搬入物の検査を実施しています。（コンベア上にごみを展開している様子）

検査において、搬入不適物が発見された場合には、収集運搬業者から事情聴取のうえ、指導を行うとともに持ち帰りの指示をしています。

また、排出事業者に対しても個別に赴き、適正処理等について啓発指導を行います。

令和5年度事業系可燃ごみの組成・食品ロス調査結果

事業系一般廃棄物として排出され、松本クリーンセンターに搬入されているごみの組成を、事業形態別に調査しています。



ポイント プラスチック類の大半（個人消費のものを除くため）は、『産業廃棄物』に該当します。⇒ 産業廃棄物を処理できる事業者と契約し、適正に処理してください。

ごみの削減 3Rを積極的に取り組むことで、事業者のイメージアップに繋がります。また、ごみ処理に掛かっているコストを削減できる可能性もあります。

3Rの取り組むべき優先順位

リデュース	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装、梱包を控え、簡易包装を推進する ・在庫管理を行い、無駄なものを生産、購入しない ・ペーパーレス化や両面コピー等でOA用紙の使用量を控える ・事務用品は長期間使用できるものを購入する 	Reduce 排出抑制
リユース	<ul style="list-style-type: none"> ・封筒、ファイル等の事務用品を繰り返し使用する ・トナーカートリッジなどは詰め替え商品を選択する ・段ボールや緩衝材を再利用する ・繰り返し使用可能な箸、コップを使用する 	Reuse 再使用
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙、新聞、ダンボールなど再生可能な紙類は再資源化する ・分別を徹底し、リサイクルできるものを増やす ・パンフレットや広告に再生紙を使用する ・家電製品や食品廃棄物などを、各リサイクル法に従って処理する 	Recycle 再生利用

事業者の皆様の協力が、家庭系ごみの減量にもつながります！

- ・店頭または通販等で販売する商品は梱包材や包装材を簡素化する
- ・詰め替え商品等を販売する
- ・量り売りやばら売りなど、少量の商品を販売する
- ・製品を設計する時に、使用後のリサイクルがしやすいように工夫する
- ・リターナルびん、デポジット制の商品を積極的に使用する
- ・紙媒体のチラシをデジタル配信する
- ・各法律に則り、自社製品を回収し、リサイクルする

ポイント 生ごみの中には、食品ロスが含まれています。⇒ 食品を取扱う事業者の皆さまは、食品ロス削減への工夫をお願いします。再資源化可能な紙類は、松本クリーンセンターに搬入することができません。⇒ 再資源化可能な事業者に搬入するなど、松本クリーンセンターに持ち込まないでください。

まずは、自社のごみ排出量を把握することから始めましょう

多量排出事業者について

事業系ごみ(事業系一般廃棄物)を多量に排出する事業者にはごみの減量に向けた計画書の作成・提出義務があります。「松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」では、市内の事業者のうち、次に該当する建築物の占有者で、事業系ごみ(事業系一般廃棄物)を年間18トン以上排出する事業者を「多量排出事業者」と位置づけて「ごみ減量行動計画書」の届出や「廃棄物管理責任者」選任の届出を義務づけています。



申請様式はHPにて

1. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物の占有者
2. 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗の占有者

ごみ減量のために取り組んでほしいこと

古紙・機密書類のリサイクル

現在、松本クリーンセンターで焼却されるごみの38.9%を紙類が占めています。

このような状況から松本市では、松本クリーンセンターへのリサイクル可能な紙類の搬入を規制し、事業者のリサイクルに向けた取り組みを促進しています。

まずは、事業所の一人ひとりが協力して、紙類の減量とリサイクルに取り組みましょう。

<p>分別方法</p> <ul style="list-style-type: none">● 雑誌・チラシ● OA用紙● ミックスペーパー (はがき、封筒、包装紙、紙箱、紙袋等)● 新聞紙● シュレッダー紙● 段ボール● 機密書類	<p>処理方法</p>  <p>1 収集運搬許可業者へ回収を依頼しリサイクルする。</p>	 <p>2 リサイクル事業者へ回収を依頼しリサイクルする。</p>	 <p>3 自らリサイクル事業者や製紙会社等へ持ち込む。</p>
---	--	--	--

木くず(剪定枝等)のリサイクル

民間の一般廃棄物処理業者で木くず(剪定枝等)を再資源化することができます。

詳細はHPにて



令和4年4月1日から、プラスチック資源循環促進法が施行されています

【製造者に求められていること】

- **構造(例)**
 - ・製品の耐久性を高める。
 - ・単一素材とする。
 - ・分解・分別が容易なものとする。
- **材料(例)**
 - ・プラスチック以外の素材に転換する。
 - ・リサイクルしやすい材料を使用する。
 - ・バイオプラスチックを使用する。

プラスチック使用製品設計指針をCheck!

【販売者に求められていること】

- **提供方法の工夫(例)**
 - ・スプーン、ストロー、ヘアブラシなどの使い捨てプラスチックを使用しないように誘引するための手段として景品等を提供(ポイント還元等)する。
- **提供するものを工夫(例)**
 - ・再生プラスチックなど、材質が工夫されたプラスチック使用製品を提供する。

利用者が廃棄物として排出するプラスチックを減らすには販売者の第一歩から!

【事業者全体に求められていること】

- **排出事業者**
 - ・プラスチックごみを排出する全ての事業者(店舗、工場等)は、排出するプラスチックごみの排出量削減とリサイクルに取り組みましょう。
- **多量排出事業者**
 - ・プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が当該年度の前年度に250トン以上の場合には多量排出事業者です。排出抑制やリサイクルに関する目標を定め、目標を達成するための取組みが必要です。

自社が排出しているプラスチックごみ量を確認し、減量・リサイクルを!

- **自主回収・再資源化** 製造・販売事業者等が「自主回収・再資源化事業計画」を作成し、国の認定を受けることで廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく業の許可がなくても、使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業を行うことができます。

各種リサイクル法で処理ができる品目、処理が定められた品目があります

食品廃棄物のリサイクル

大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会への転換が急がれる状況の中で、食品廃棄物等の排出の抑制と資源としての有効利用を推進するため、食品リサイクル法で取り組みが求められています。

食品廃棄物とは

食品の製造や調理過程で生じる加工残さで食用に供することができないもの、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等のことをいいます。

食品関連事業者

食品製造・加工事業者 食品販売事業者 飲食店 ホテル・旅館等食品提供事業者



排出される食品廃棄物は産業廃棄物として処理する必要があります。

食品関連事業者の役割

食品リサイクル法では、食品関連事業者は「発生抑制」「再生利用」「熱回収」「減量」に取り組むことが求められています。また、事業活動にともなって発生する食品廃棄物の量が年間100トン以上となる多量発生事業者には、食品廃棄物の発生量等について、主務大臣に定期報告義務があります。

発生抑制・減量

取組
1



製造や流通過程の工夫、消費のあり方の見直しなどにより、食品廃棄物そのものの発生を抑制しましょう。また、食品廃棄物は水分が多く腐敗しやすい性質のため、脱水・乾燥・発酵により減量を行いましょう。

再生利用・熱回収

取組
2



食品廃棄物のうちで再資源化できるものは飼料や肥料、油脂や油脂製品、メタン、エタノールの原材料として再生利用しましょう。

松本市には一般廃棄物の食品リサイクル施設がないため、市外の施設へ搬入を希望する場合は、契約されている収集運搬許可業者または廃棄物対策課までご相談ください。

PC リサイクル パソコンのリサイクル

市では
受け入れられません。

パソコンは、資源有効利用促進法(パソコンリサイクル法)により適正に処理をお願いします。また、事業系パソコンは、その他に小型家電リサイクル法により国の認定を受けた認定事業者へ引き渡すことが可能です。

対象機器

- タブレット
- デスクトップパソコン本体
- ノートブックパソコン
- ディスプレー一体型パソコン
- ディスプレー
(ブラウン管、液晶、プラズマ)



処理方法

- ◆ メーカーに引き取りを依頼する。メーカーの受付窓口にお申し込みください。
- ◆ パソコン3R推進協会に引き取りを相談する。
(メーカーがわからない場合)
- ◆ 産業廃棄物収集運搬業者へ引き取りを依頼する。
- ◆ 小型家電リサイクル法の認定事業者へ引き渡す。



詳細は、(一財)パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。

パソコン3R

※PC以外にも小型家電リサイクル法で処理できる家電製品があります。

小型家電リサイクル法

家電リサイクル 家電(6品目)のリサイクル

市では
受け入れられません。

エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は家電リサイクル法により適正に処理をお願いします。(家庭用として製造・販売されている機器が対象です。業務用機器等は対象外となります。)

対象機器

- エアコン
- テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ、有機EL)
- 冷蔵庫
- 冷凍庫
- 洗濯機
- 衣類乾燥機

処理方法(いずれも有料となります。)

- ◆ 販売店に引き取りを相談する。
- ◆ 指定引取場所へ自己搬入する。
花村産業(株)・松本市市場5-26 ☎29-1288
日本通運(株)・松本市双葉4-4 ☎27-0836
- ◆ 産業廃棄物収集運搬業者へ引き取りを依頼する。
詳細は、(一財)家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページをご覧ください。

家電リサイクル券

ごみ減量に取り組む事業者のための認定制度があります

eco オフィスマつもと認定制度

ごみの減量や省エネなど環境に配慮した取組みを行っている市内の事業所を“eco オフィスマつもと”として認定します。

市が定めた取組項目に対する取組状況を点数化し、次の3つの部門で評価します。

認定

ゼロカーボン推進部門

24点以上/37点満点

ごみ減量推進部門

13点以上/20点満点

エコ・コミュニティ部門

15点以上/23点満点

部門ごとに設定されている認定に必要な点数を、いずれか1つの部門で満たせば一つ星、2つの部門で満たせば二つ星、3つの部門で満たせば三つ星として認定します。さらに、3つの部門の合計点が72点以上の場合には、「マスター」となります。



認定事業所の特典

- 認定証と認定ステッカーを交付
- 本事業のロゴマークの自由使用 (名刺等への印字)
- 市ホームページへの事業所名、取組内容の掲載
- 総合評価落札方式における入札の際に加点
 - ★ ランク (1部門認定) 0.3点
 - ★★ ランク (2部門認定) 0.5点
 - ★★★ ランク (3部門認定) 1.0点
 - マスターランク (総合計72点以上) 1.3点
- 小規模事業資金を利用する際の利子の一部(0.8%)を補給



※取組項目や評価点、申請に必要な様式等については、市ホームページをご覧ください。

松本市 エコオフィス 検索

「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度～すすめよう 30・10 運動～

まだ食べられるのに捨てられてしまっている「食品ロス」を減らすため、料理を食べ残さない取組み等を行っている事業所を市が認定する制度です。

事業所等の方

- 1 残さず食べよう! 30・10運動の実践
(例:幹事や司会者が30・10運動のアナウンスをして実践 など)
- 2 残さず食べよう! 30・10運動又は食品ロスに関することについての事業所内における周知、啓発
(例:所内へのポスター掲示、所内の連絡で周知 など)
- 3 残さず食べよう! 30・10運動の実践又は食品ロス削減に関する取組みについての事業所外への広報
(例:事業所のホームページや広報などで、30・10運動等の実践の紹介など)
- 4 その他食品ロス削減に資する取組み
(例:事業所内における食品ロス削減キャンペーン、参加者に応じた量を注文、フードバンクへの食料の提供など食品ロス削減につながる取組みであれば何でも可能)



申請フォーム

※2項目以上の実施をお願いします。ご協力いただける場合は、市公式ホームページ、もしくは右の申請フォームからご申請ください。

宴会等で食べ残しを減らす取組み…

- 1 注文の際に適量を注文しましょう。
- 2 乾杯後30分間は自席で料理を楽しみましょう。
- 3 お開き前10分間は自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。

こんなメリットも…

- 1 市公式ホームページ等において紹介
- 2 啓発グッズの活用 (ティッシュ、コースター、のぼり旗等)
- 3 認定証による環境配慮事業所・店舗のアピール



「eco オフィスマつもと認定制度」や「残さず食べよう! 推進店・事業所認定制度」に認定されると、市HPで紹介される等の特典があります。申請をお待ちしています!!

※飲食店、宿泊施設等の料理を提供する側の申請も受け付けていますので、ぜひ申請してください。

松本市 残さず食べよう 検索

問い合わせ 松本市 環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課 ☎34-3268 FAX34-3202



よくいただくお問い合わせ

Q1 事業系ごみとは何ですか。

A1 店舗、事務所、事業所、工場などの事業活動に伴って排出されるごみです。なお、事業活動とは、商店、飲食店、工場、事務所など営利を目的とするものだけでなく、病院、学校などの公共サービスなどを行っている事業についても含まれます。また、排出量の多少に関わらず、個人商店や店舗付き住宅なども同様の扱いになります。

Q2 事業所から出た廃プラスチック類は産業廃棄物に該当しますか。

A2 事業活動に伴って排出される廃プラスチック類(個人消費を除く)は業種に関わらず、すべて産業廃棄物に該当します。

Q3 段ボールや古紙などの紙類を、生ごみなどの可燃ごみと一緒に出すこと(回収を依頼すること)はできますか。

A3 再資源化可能な段ボールや古紙などの紙類(機密書類を含む。)は、松本クリーンセンターで搬入規制を行っているため、生ごみなどの可燃ごみと一緒に出すことはできません。以下の方法で処分してください。

- ・松本市リサイクルセンターやリサイクル業者へ自己搬入
- ・リサイクル業者や一般廃棄物収集運搬業者に回収を依頼(一般廃棄物収集運搬業者に回収を依頼することはできますが、紙類と生ごみなどの可燃ごみと混ぜて一緒にの袋に入れるなどはせず、一般廃棄物収集運搬業者で再資源化可能な施設へ搬入できるような排出方法としてください。)

Q4 松本クリーンセンターに事業系ごみを自己搬入することはできますか。

A4 松本市内で発生した一般廃棄物に限り、松本クリーンセンターに搬入することができます。(再資源化可能な紙類や処理施設の基準等に合致しないものは除く。)なお、剪定枝(木くずなど)は、再資源化が可能な民間事業者の一般廃棄物処理施設への搬入にご協力をお願いします。(P8参照)

ごみ関連施設のご案内

松本市環境エネルギー部

◎廃棄物対策課

事業系ごみに関すること

TEL47-1350 FAX40-1335



松本市環境エネルギー部

◎環境業務課

ごみ減量、施設への持込みに関すること

TEL47-1096 FAX40-1335



施設名称等	所在地 電話番号	受付時間
松本クリーンセンター (事業系一般廃棄物で可燃ごみ)	松本市島内7576-1 TEL 47-2079	【平日】 午前8時30分～ 午後4時30分まで 【土曜日】 午前8時30分～正午まで (日曜日、祝日及び年末年始を除く)
松本リサイクルプラザ (事業系一般廃棄物で大型ごみ)	 松本クリーンセンターHP	
松本市リサイクルセンター (事業系一般廃棄物で資源物)	松本市島内9833-2 TEL 40-0018	
松本市エコピア山田 ※令和10年供用開始予定	松本市島内9444-2 TEL 47-1096	※再整備中のため、廃棄物の受入れを行っていません

